



横浜事務所 〒221-0056
 横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032
 東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST
 TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

災害時の寄付と税務

とても残念なことに、この瞬間に自分がどこで何をしていたかはっきり覚えている日がまた一日増えてしまいました。被害にあい、今現在も避難生活を強いられ、不便な状況にある方々にお見舞い申し上げます。また、不幸にしてお亡くなりになった方々にお悔やみ申し上げます。

この一月あまり、何度かいただくご質問に「わが社として被災者に対してなんらかの支援をした場合、税務上、どのような取扱いになりますか？」といったものがあります。

大変失礼ながら、なかにはそうご質問なさる会社自身も苦しい台所事情のはずですが「報道を見ていたらいてもたってもいられない。」らしいのです。

一般論として、会社が行う寄付行為に対して税務申告の際、一定の限度額があり、その上限を超えて支払った寄付金が損金（＝費用）として取り扱われません。ですが国や地方公共団体、あるいは報道機関や赤十字社などの公的機関を通じて行う寄付にはこの限度額がなく、支出額がそのまま損金になるものがあります。自社製品を被災地への支援物資として提供した場合も寄付金の限度額計算には含めず、そのまま損金になる規定があります。また、被害にあった取引先に対して、資金援助、売掛金の減免、支援物資の供給などを行った場合も、さすがに課税当局は「交際費」などと無粋なことを言わず、人道的配慮から損金支出を認めています。申告時に寄付金の証明書が入手できていないことがありますが、災害時はその取扱量が極端に多く募集团体の発行事務負担も考慮して、振込依頼書などにより、どこへ支出したか確認できるもので証明書の代わりになります。

個人も税額控除という制度があります。私見ですが、所得税というものは納税者がその使われ方を指定できませんが、寄付金控除はその一部の用途先を自ら指定できるという側面があると思います。

「感情」と「法律」

平成23年2月18日に最高裁判所においてある判決が出ました。この判決で1653億円もの莫大な財産が無償で親から子へ引き継がれることになりました。

判決は武富士の創業家の株式の贈与に関するものです。上告人（以下「子」といいます）は平成9年から香港に滞在（住民票を移転）して香港と日本を行き来しながら、日本の滞在日数を調整することにより非居住者となり、平成11年12月にオランダの会社（武富士の株式を保有する会社）の株式を親から贈与を受けたものです。当時の税法では、非居住者（日本に住所を有していない者）が外国にある財産を贈与された場合には贈与税を課税する規定が存在しませんでした。（その後平成12年の改正でこの穴には蓋がされました。）

論点となったのは受贈者である子の「住所」についてです。税法には住所についての個別規定はないため、民法22条の借用概念となります。「住所」とは生活の本拠があるところであり、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指し、客観的に生活の本拠としての実体を備えているかにより決定されます。つまり総合的に判断されます。今回の事件で「目的」がどうあれ実際の子の「居住状況」、「業務従事状況」などから住所について判断されるという結果になりました。

今回の判決文では、判決の理由について補足が記載されています。判決文の半分にわたる長文です。「担税力がある」「法感情の観点から違和感」などの記載があり、裁判官側の無念の思いが伝わってくるような文章内容でした。「違和感」はありますが「租税法律主義」は守られました。